⑶　疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、⑵で疫学関連家畜と判断されてから、⑵の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

①　（略）

②　当該農場で採取された精液等（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

③～⑤　（略）

⑷　（略）

２～４　（略）

５　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の２）

⑴　（略）

⑵　都道府県は、⑴の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

①　（略）

②　衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体拡散防止措置の方法に関する事項

⑶　（略）

第13　緊急ワクチン（法第31条第１項）

（削る。）

１　農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺又は殺処分及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、豚熱については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

⑴～⑶　（略）

２～４　（略）

第14　家畜の再導入

１　都道府県は、豚等の再導入（法第16条の規定に基づくと殺又は第17条の規定に基づく殺処分により、飼養する豚等が存在しなくなった農場が、経営を再開するために再び豚等を導入することをいう。以下同じ。）を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の１か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。

２～４　（略）

⑶　疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、⑵で疫学関連家畜と判断されてから、⑵の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

①　（略）

②　当該農場で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

③～⑤　（略）

⑷　（略）

２～４　（略）

５　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の２）

⑴　（略）

⑵　都道府県は、⑴の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

①　（略）

②　衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

⑶　（略）

第13　緊急ワクチン（法第31条第１項）

１　豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

２　農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、豚熱については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

⑴～⑶　（略）

３～５　（略）

第14　家畜の再導入

１　都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の１か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。

２～４　（略）